

第 1 4 回
人口・社会統計部会
議事録

内閣府 大臣官房統計委員会担当室

第 1 4 回 人口・社会統計部会 議事次第

日 時：平成 20 年 1 月 13 日（火） 10:00～12:12

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

1 . 開 会

2 . 議 事

平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画
について

3 . 閉 会

阿藤部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 14 回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は、所用のため、永井専門委員が御欠席でございます。

本日は、「平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」に関する答申案を審議いたします。

本日の会議は 12 時までを予定しております。時間配分としては、まず、前回部会の結果概要を事務局から、次に、前回部会での指摘に対する回答を調査実施者から、それぞれ説明をお願いいたします。その後、答申案について御審議をお願いいたします。

なお、本日は、3 回のうちの最後の部会でありますので、答申案を取りまとめる必要がございますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、配付資料の確認及び前回部会の結果概要の説明を事務局の犬伏統計審査官からお願いいたします。

犬伏統計審査官 それでは、議事次第の 4 に配付資料一覧がございますので、それを見ながら確認していただければと思います。

まず、資料 1 といたしまして、前回部会において委員等から指摘あったものへの回答ということで、統計局の方から回答ペーパーが用意されております。

資料 2 といたしまして、答申案でございます。

それから、参考資料といたしまして、前回の 13 回人口・社会統計部会の結果概要、それから、席上配付といたしまして、東京都からの意見、部会長メモ、以上を配付しておりますので、御確認いただければと思います。

それから、本日、審議協力者として内閣府にも参加いただいておりますので、お知らせしておきます。

それでは、参考資料に基づきまして、前回部会の結果概要を簡単に御説明させていただきます。

まず、前回につきまして、5 の概要の(2)以降でございますけれども、第 1 回目に引き続きまして、論点メモに沿って審議が行われたところでございます。

まず、調査事項のうち「耐久財等調査票」について、冒頭議論が行われました。

議論の概要は、最初の にありますように、「宝石・貴金属等」につきましても、カナダのサーベイの例にもあるように、耐久消費財として把握するのではなく、その価値貯蔵機能を重視して金融資産と並んで年収・貯蓄等調査票において捉える対応の仕方もあるのではないかという意見がございました。

それから、次の でございますが、指摘がありました品目の選定につきましても、統計の継続性を確保するという点も重要な観点であり、調査実施者の回答でよいのではないかと、「宝石・貴金属等」については、時価評価することが難しく、それを集計することにどのような意味があるのか、また、事務負担増も予想されるという意見もございました。

それから、次の でございますが、昭和 45 年国富調査で「宝石・貴金属等」について

は把握していませんで、日本の世帯ストックのベンチマークとなるものが存在しないという状況がある。そのような中で、全国消費実態調査につきましては、ストックを把握するという役割が期待されているのではないかと、ストック統計体系の構築の設計におきまして、世帯所有資産は本調査で検討すべき課題ではないかという意見がございました。

それから、2つ目の でございますが、次回調査に向けて試験調査を行うなど、どのようにするか最終的に決めたいという調査実施者が提案している対応案1というのがございましたが、それが妥当ではないかという意見がございました。

次の でございますが、対応案1において試験調査をしても、妥当性の検証というのは難しいのではないかと、導入に当たって、カナダのサーベイの調査事項、結果表章を参考として検討するとしても、かなり長期を要する課題ではないかという意見がございました。

それから、次の でございますが、「耐久財等調査票」、「年収・貯蓄等調査票」のどちらで把握するのかということも将来の検討課題ではないかという意見がございました。

それから、最後の でございますが、指摘2の固定品目（家具・電気製品等）の選定については、今後、選定基準に従い時勢に合わせた品目の入れ替えがなされていくものと思われるので、今回の計画どおりで実施することでよいのではないかと意見がございました。

1ページ目に戻っていただきまして、以上のような質疑を踏まえまして、耐久財等調査票につきましては、21年調査は、計画の調査票で実施することで適当とされたところでございます。

なお、「宝石・貴金属等」の取扱いにつきましては、今後の検討課題として、その際、諸外国の例も踏まえ、活用目的の明確化、それから、価格評価の方法などを検討することが必要である、また、どの調査票で把握するのも検討課題というふうに整理されたところでございます。

次に、2ページ目でございますが、家計簿について、「電子マネー」欄の追加、それから、「購入地域」欄の追加、これはいずれについても適当と整理されたところでございます。

次に、「年収・貯蓄等調査票」でございますが、これについては、3ページ目の最初のごとくでございますように、年間収入につきましては、世帯主、配偶者、他の世帯員の別に捕捉することとなっているけれども、貯蓄現在高につきましては世帯一括で把握する設計となっております。家計の個計化を捉える観点から、貯蓄現在高についても、世帯主、配偶者、他の世帯員別に把握すべきではないかという意見がございました。

それから、中ほど5つ目の でございますけれども、借入金残高につきましても、住宅の質の向上を分析するという観点から、住宅の購入・建築、増改築、土地の購入別に分けて把握すべきではないかと、また、株式についても国内、国外別に把握するなど、家計の資産や負債の構造をより詳細に把握することを、本調査における今後の大きな軸とすべきではないかという意見がございました。

それから、一番下の でございますけれども、収支の個計化だけではなく、資産の個計化をどのように捉えるかというのは今後の課題であり、21年調査で実施することは困難であると考えるというような意見がございました。

このような意見を踏まえまして、2ページ目の一番下でございますが、「年収・貯蓄等調査票」につきましては、21年調査は計画どおりの実施で適当と整理されました。

なお、家計の個計化に対応した貯蓄現在高の世帯主、配偶者、他の世帯員別の把握、それから、株式の国内、国外別の把握などにつきましては、調査票の充実につきましては、今後の検討課題と整理されたところでございます。

それから、次に、3ページ目の世帯票の関係でございます。

世帯票の関係で最初の でございますが、これにつきましては、調査員が客体からパートとアルバイトの違いについて問われたとき、説明ができない、あえて区分して取る必要があるのか、一本化できないのかという意見がございました。

それから、下の でございますが、民間調査でも回収率の低下を懸念いたしまして、パートとアルバイトというのは一体として把握することが多いという意見がございました。

このような議論を踏まえまして、「就業・非就業の別」の欄の細分化につきましては、パート、アルバイトを一体として把握することについて、調査実施者の方で持ち帰り、検討するという整理が行われたところでございます。

それから、4ページ目でございますが、「世帯票」につきまして、非同居家族員を含めた家族類型を把握するために、「その他の人の場合」欄に「世帯主との続柄」を追加することを今後の検討課題とすべきだという稲葉専門委員からの御提案がございました。これにつきまして、以下のような質疑が行われたわけでございます。

最初の でございますが、インビジブル・ファミリー、非同居の世帯同士が経済的に支え合う形態が増えており、世帯の家計は世帯単体では捉えられない状況となっている。その際に、子の結婚の有無、就業の有無なども複合的に把握できるとよいと思うという意見がございました。

それから、3つ目の でございますが、世帯類型別の表章ということであれば、「全国消費実態調査」で把握することがよいのか、それとも厚労省の「国民生活基礎調査」で把握することがよいのか、統計調査間の役割分担も考える必要があるのではないかという意見がございました。

それから、最後の でございますが、住宅に関する事項につきましては、住宅・土地統計調査、住生活総合調査、国勢調査等にも調査事項が入っており、そろそろ各調査間での整理をすべき時期に来ているのではないかという意見がございました。

このような質疑がありましたが、これにつきましては、世帯票の関係につきまして、現在の調査票を使ってきめ細かい表章を工夫するとともに、稲葉専門委員の御指摘については、今後の検討課題とするということと整理されました。

また、他統計調査との関係整理については、部会長メモに盛り込む方向で検討するとい

うふうに整理されたところでございます。

それから、集計事項・結果の公表の関係でございますが、稲葉専門委員から、両調査の統合集計の関係で、統合集計を行う準備として、比推定及び結果検証を行うための層の整備をする必要がある、その層としては、世帯の種類別、地域別、男女別、年齢階級別が考えられるという御指摘がございました。

これにつきまして、統計局の方でも今後検討したいという話があったわけですが、これにつきましては、統合集計について、調査実施者において、専門委員の提案を含めて、今後検討するという整理が行われたところでございます。

それから、5ページでございます。5ページにつきましては、全国単身世帯収支実態調査についての整理でございますが、これにつきましては、統計調査の名称については、原案どおりで差し支えないのではないかと。

として、モニター調査の実施に当たっては、調査実施者がアンケート調査の実施等を検討しているので、計画どおりで実施で適当と整理されたところでございます。

それから、最後に全体を通じまして、意見が述べられました。

1つは、全国単身世帯収支実態調査、モニター調査でございますけれども、これにつきましては、民間委託されるということですので、民間調査機関との十分な意思疎通を図り実施することが重要であるという御指摘がございました。

それから、3つ目の でございますが、部会長メモにおきまして、全国消費実態調査の結果につきましては、国民経済計算の推計に当たりまして、四半期別GDP速報(QE)にしか活用されていないという実態、現状にあることを踏まえて、今後、中長期的に統計システム全体における消費推計としてより有効な利用の在り方を考える上で、全国消費実態調査側や本部会から問題提起として記述してもらいたいという意見があったところでございます。

それから、(3)でございますが、事務局の方から、今回、答申案を提示してございますが、答申骨子(案)イメージということで若干の説明を行いました。これにつきましては、部会長から、この答申骨子(案)イメージについて意見があれば、1月5日までに電子メール等で事務局へ提出するようという依頼が行われたところです。

これにつきましては、東京都の方から意見が出てまいりまして、席上配付の資料としていただいております。

私の方からは以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今も結果概要の中で説明がありました前回部会での「パート」、「アルバイト」の一本化についての指摘に対する回答を、調査実施者である総務省統計局から願います。

大貫消費統括課長 消費統括課長の大貫でございます。

資料1をご覧いただきたいと思っております。

「パート」と「アルバイト」を一つにできないかという御指摘に関してですけれども、「御指摘を踏まえ、別紙調査票のとおり、修正する」という案にさせていただきます。

別紙調査票をご覧いただきたいと思います。

「パート」、「アルバイト」について、「パート・アルバイト」という形で一つの区切りにさせていただきます。この結論に至った背景でございますけれども、この世帯票の中で、男女別、年齢、あるいは就学状況等も調べておりまして、こうした中で、職場でパートと呼称されているか、アルバイトと呼称されているかということをあえて区別をする必要は、この全体のバランス上ないのではないかと。例えば、正規の職員、従業員と書かれているところも、例えば、1年に限って雇用されているような方もいれば、年限を決めずに雇用されている方もいるだろうと。そうした違いと比べて、パートとアルバイトの違いというのが、呼称の違いというのがさほど重要なものではないだろうという判断でございます。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

これについては特によろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 前回の御議論を踏まえて、「パート」、「アルバイト」は「パート・アルバイト」で一体化するという事にいたします。

それでは、答申案の審議を行います。

答申案の朗読及び説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、朗読させていただきます。

資料2をご覧ください。

諮問第11号の答申

平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について(案)

本委員会は、総務省が平成21年に実施を予定している全国消費実態調査(指定統計第97号を作成するための調査)及び全国単身世帯収支実態調査(統計報告の徴集)の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 全国消費実態調査

(ア) 調査対象

全国消費実態調査は、世帯の収支及び貯蓄・負債等の実態を把握する甲調査

(2人以上世帯及び単身世帯が対象)と、世帯構成員の個人的な収入及び支出の実態を把握する乙調査(家計調査が終了した2人以上の世帯が対象)により構成されるが、今回の調査計画では、このうち、甲調査について、2人以上世帯の調査対象数を約2,000世帯縮減し約52,000世帯とするとともに、従前の寮・寄宿舍単位区調査(単位世帯約600世帯)を廃止し、単身世帯の調査対象数を約4,400世帯とする計画である。

これについては、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るとともに、後述の全国単身世帯収支実態調査の実施や寮・寄宿舍が減少している現状を踏まえた措置であり、調査結果の精度上も大きな影響はないことから、適当である。

(イ) 調査事項

調査事項については、「家計簿A」及び「家計簿B」において、IT化の進展により商品・サービスを購入する際の決済手段の多様化を踏まえ、購入代金の支払方法として「電子マネー」を追加する、「耐久財等調査票」において、耐久消費財の調査項目の一部を見直す、「世帯票」において、「就業・非就業の別」における就業者の雇用形態を「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」等に細分化する等の変更を行う計画である。

これらについては、IT化の進展により多様化する購入代金の支払方法の実態や世帯員の雇用形態の実態をよりの確に把握するとともに、世帯における耐久消費財の普及動向や家計ストックとしての実物資産額の的確な推計に視する等の観点から変更を行うものであり、おおむね適当である。

しかしながら、「世帯票」における就業者の雇用形態として、「パート」と「アルバイト」に区分することについては、本調査においては、両者を区分する必要性が乏しいことから、両者を統合し、「パート・アルバイト」とする必要がある。

また、「家計簿A」及び「家計簿B」における「電子マネー」の定義については、「記入のしかた」等において分かりやすく説明を行い、記入者に混乱が生じないようにする必要がある。

(ウ) 調査方法

調査方法については、公共サービス改革基本方針(平成18年9月5日閣議決定。平成20年12月19日改定)に基づき、地方公共団体において、実地調査に係る業務を民間事業者に委託することを可能とする計画であり、これについては、適当である。

また、調査対象からの照会等に的確に対応するため、民間事業者を活用したコールセンターを設置するとともに、調査対象の利便等を図るため、政府統計共同利用システムを活用したオンラインによる申告も可能とする計画であり、これらについては、適当である。

ただし、コールセンターの設置に当たっては、電話が繋がらないことが地方公共団体等への苦情につながる可能性があるため、調査実施者において、民間事業者を十分指導し、このような事態が生じないよう措置することが必要である。また、オンラインによる申告方法の導入に当たっては、調査客体が使い易い設計とするとともに、「記入のしかた」等において利用方法等について分かり易い説明を行う必要がある。

(エ) 集計事項

集計事項については、調査事項の変更に対応して変更する計画であり、これについては、統計需要に即したものとなっており、おおむね適当である。

しかしながら、世帯類型別の外に、非同居の家族を含めた分類による集計を行う必要がある。

イ 全国単身世帯収支実態調査

(ア) 全国単身世帯収支実態調査の位置付け

全国単身世帯収支実態調査は、単身世帯の捕捉が困難になっている現状を踏まえ、民間調査機関が管理する登録モニター等の中から選定した全国の年齢 60 歳未満の単身世帯（若・中年単身世帯）の収支及び貯蓄・負債等の実態を調査することにより、若・中年単身世帯の所得・消費・資産の水準及び構造等を明らかにし、もって全国消費実態調査の結果を補完することを目的とし、統計報告の徴集として実施しようとするものである。

これについては、全国消費実態調査に係る累次の統計審議会の答申における指摘を踏まえた措置であり、適当である。

(イ) 調査対象

調査対象については、総務省の指示に基づき、業務を受託した民間調査機関が管理する登録モニター等の調査協力世帯の中から選定した全国の年齢 60 歳未満の単身世帯約 1,600 世帯とする計画である。

これについては、前述の統計審議会の答申の指摘を踏まえるとともに、現在の民間調査機関の受託能力を勘案したものであり、適当である。

(ウ) 調査事項

調査事項については、平成 21 年全国消費実態調査の単身世帯調査と同様に、「家計簿 A」、「家計簿 B」、「年収・貯蓄等調査票」、「耐久財等調査票」及び「世帯票」の 5 種類の調査票により、単身世帯の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地等の家計資産を把握する計画である。

これについては、平成 21 年全国消費実態調査の結果を補完するという本調査の目的にかんがみ、適当である。

(エ) 調査方法

調査方法については、民間調査機関に実地調査に係る業務を委託し、民間調

査機関が選任した調査員により、又は、郵送若しくはオンラインにより実施する計画である。

これについては、民間調査機関の受託能力を勘案したものであり、適当と考えるが、調査実施者において、民間調査機関の業務の実施状況についてモニタリングを適切に実施する等により、民間調査機関と十分な意思疎通を図り、調査対象の秘密保護に欠けること等のないよう円滑な調査の実施に努める必要がある。

(オ) 集計事項

集計事項については、全国消費実態調査の単身世帯調査と同様の事項について集計、公表するとともに、参考系列として、同調査の結果と統合集計（単身世帯計、世帯総合）を行い、その結果を公表する計画であるが、全国消費実態調査の結果との統合集計については、現時点において、その方法が定まっていないことから、その評価が困難である。

しかし、統合集計を行うことを勘案した場合、少なくとも、全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の調査対象との間で集団の性格に差異がないか否かを検証するために、アンケート調査等を実施する必要がある。

2 今後の課題

- (1) 全国単身世帯収支実態調査は、全国消費実態調査を補完する見地から、今回始めて、民間調査機関が管理する登録モニター等を対象として調査を実施するものであるため、モニター調査の調査結果の精度に及ぼす影響等について十分な検証を行うとともに、全国消費実態調査の結果との統合集計の方法やその結果の妥当性についても併せて十分な評価を行う必要がある。

このため、調査実施者は有識者等から成る研究会を設置するなどして、これらの検討を行う必要がある。

- (2) 家計の個計化の進展を踏まえ、よりの確に家計の実態を把握する観点から、全国消費実態調査について、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、次のような見直しを行う必要がある。

上記(1)の全国単身世帯収支実態調査の結果の有効性等に関する検討結果を踏まえ、現在、家計調査の終了世帯を最初に実施している乙調査（個人収支簿）について、モニター調査方式の導入等により、家計の個計化の実態を世帯の家計収支等と関連付けて把握することが可能となるよう変更することの可否

甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、資産の個計化を捉えるため、貯蓄現在高を世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員別に把握することや株式を国内、国外別に把握することの可否

- (3) 全国消費実態調査の甲調査の「世帯票」について、家族の形態が多様化している状況を踏まえ、「(16)のその他の人の場合」に「世帯主との続柄」を追加

することなどにより、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行い、公表することを検討する必要がある。

また、同調査票において、住宅に関する事項を把握しているが、住宅・土地統計調査、国勢調査等においてもほぼ同様な調査事項が盛り込まれており、所要の調整を検討することが必要となっている。これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申（平成 20 年 12 月統計委員会）において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。」（平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえつつ、対応を図る必要がある。

- (4) 家計資産を的確に把握する観点から、現在把握していない「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の世帯の資産について、諸外国の調査事例やその結果表章の状況を踏まえつつ、その把握の可否を検討する必要がある。その際、価格評価の方法の検討とともに、どの調査票（耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票）で把握することが適当かについても検討する必要がある。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

犬伏統計審査官 それでは、事務局の方から答申案について若干の御説明をさせていただきます。

条件といたしますか、課題として設定したところを中心に御説明させていただきます。

まず、1 ページ目の全国消費実態調査、これにつきましては、(ア)の調査対象につきましては、基本的には現行の計画で適当と判断したところでございます。

(イ)の調査事項につきましては、当初のイメージ案では、調査票ごとに個別に記述しておりましたが、簡潔に記載するということでまとめ書きをさせていただきました。しかしながら、世帯票における就業者の雇用形態として、パート、アルバイト、この2つの区分につきましては、今日御議論あったように、両者を統合して「パート・アルバイト」と一元化するということが必要だという条件を付しました。

それから、家計簿における「電子マネー」の定義につきましては、これについては分かりやすく説明することが必要であるという、条件を付けています。

それから、調査方法については、地方公共団体における民間委託につきましては、閣議決定に基づくものであるということで適当としながら、コールセンター、オンラインの申告、これについては、まず、コールセンターについては、この部会でも御議論あったように、電話が繋がらないということが地方への苦情につながるということがあるので、このような事態が生じないように措置してもらいたいということと、それから、オンラインについても使いやすいもの、それから、記入者がよく分かるものにしてもらいたいということで条件を付けました。

それから、(エ)の集計事項でございますが、これにつきましては、稲葉専門委員の御

るのではないかと考えられますので記述してみました。この辺については、また十分御議論いただきたいと思います。

それから、 つきましては、「年収・貯蓄等調査票」における資産の個計化を捉えるために、貯蓄現在高を世帯員別に把握することとか、株式を国内外別に把握すること、こういったことの可否について今後検討してもらいたいということを書いています。

それから、(3)でございますが、(3)につきましては、家族の形態が多様化しているということで、特に稲葉専門委員から御指摘があったわけでございますけれども、非同居、不在世帯については、(16)のところ、世帯員であれば、この中で名前と続柄とか、不在理由、例えば単身赴任ということを書くわけですが、それ以外の者、その他の人の場合については、人数だけをとらえているということですので、これについて世帯主との続柄を追加することにより、さらに多様な家族類型別の集計を行うことを検討する必要があるのではないかといたしました。

それから、住宅に関する事項、住宅の構造であるとか、床面積であるとか、建て方、こういったものについては、住宅・土地統計調査、国勢調査等においても同様の調査が行われており、これらについてそろそろ役割分担を整理する時期に来ているのではないかとこの御指摘を踏まえたものですが、これらについては、先般、統計委員会で答申されました、いわゆる基本計画の答申の中で、住宅・土地に関する統計体系について検討するとされていますので、この検討を踏まえながら、こちらについても検討をいただければというふうに整理させていただきました。

それから、(4)につきましては、家計の資産を的確に把握するというところで、現在把握していない「宝石・貴金属等」について、この前はカナダのサーベイの例がございましたが、諸外国の例とか、その結果表章がうまくいっているのかどうか、そういったものを踏まえて、把握の可否をまず検討してもらいたい。その際に、価格評価の方法の検討、どの調査票で把握することが適当か、そういったものも検討する必要があるということで、整理させていただきました。

以上、大きく4点を今回の今後の検討課題として整理させていただいたところです。

私の方からは以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、答申案の1項目ごとに審議を進めたいと思います。東京都さんの方から席上配付で御意見が出ていますが、いかがですか。

東京都 見ていただければ結構です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、答申案の1項目ごとの検討を始めたいと思います。

(2)の理由等、ア全国消費実態調査、ここからでございますが、まず、アの(ア)調査対象でございます。これについて御意見ございますか。

廣松部会長代理 内容の話ではなくて、第1パラグラフが長過ぎるように思います。で

すから、3行目から4行目で、「乙調査により構成されるが」の「が」を取ったらいいのではないのでしょうか。全国消費実態調査は、従来から甲調査と乙調査により構成されていますので、今回の調査計画で、わざわざ「が」でここを続ける必要はないような気がします。

阿藤部会長 全国消費実態調査は、説明を省いてもよいとのことですか。

廣松部会長代理 いえ、説明はずっとそのままでもいいと思いますけれども。

阿藤部会長 文章が長過ぎるという意味ですか。

廣松部会長代理 ええ。「が」を取る。

阿藤部会長 そうですね。これはスタイルの問題ですね。「構成されるが、」の「が、」を取って、「構成される。」として、以下続ける。特に問題はありませんね。ほかにございますか。

それでは、(ア)については、第2パラグラフの後にありますように、「適当である。」ということで御了承願ったということにします。

それから、(イ)調査事項でございます。これは1ページから2ページ目にかけてでございますが、これについていかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、おおむね適当であるとして、しかしながら、ということで、パート、アルバイト、電子マネーの記入のしかたということに条件を付けているということで、御了解を得たということにしたいと思えます。

それでは、(ウ)の調査方法でございます。これについてはいかがでしょうか。どうぞ。

東京都 コールセンターの関係で、電話が繋がらないと地方への苦情というのは、これは私が最初に発言したので書いていただいたんだと思うんですけども、答申の文章において、地方に苦情が来るからということは書いていただかなくて結構ですので、電話がちゃんとつながるとか、あるいはちゃんと答えられるとか、そういうことをしっかり指導するというだけで書いていただければよろしいんじゃないかなと思っております。

阿藤部会長 特に今何か具体的な修正案はありますか。

東京都 例えば、繋がらないことが地方への苦情、という部分だけ切っていただいて、調査実施者において、民間事業者を十分指導して、電話が繋がらないことがないようとか、あるいは、そういうふうな形にしていいただければ結構です。

阿藤部会長 もう一回いいですか。

東京都 このまま、調査実施者において、民間事業者を十分指導し、電話が繋がらない等の事態が生じないよう、みたいな。

阿藤部会長 設置に当たっては、「調査実施者において、民間事業者を十分指導し、電話が繋がらない等の事態が生じないよう措置することが必要である。」それでよろしいですか。

東京都 はい。

阿藤部会長 それでは、そのように修正します。ほかにございますか。

それでは、コールセンター、オンライン申告については、適当である。ただしという条件付きで御了解を得たということにしたいと思います。

(エ)の集計事項です。これについてはいかがでしょうか。稲葉専門委員、よろしいですか。

稲葉専門委員 はい。

阿藤部会長 特に御意見なければ、これも「おおむね適当である」として、しかしながらということで、非同居の家族も含めた分類に集計を行うということにしたいと思います。

それでは、アの全国消費実態調査につきましては、以上で御了解を得たということでございます。

引き続きまして、イの全国単身世帯収支実態調査でございます。(ア)全国単身世帯収支実態調査の位置付けについてでございます。これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これについては、とりわけモニター調査というものを新しく導入するということが適当であるということに了解いただきました。

それでは、次に、(イ)の調査対象でございます。60歳未満、1,600世帯、これについて御意見ございますか。

ないようでしたら、これも適当であるということに御了解を得ました。

(ウ)調査事項でございます。これは、単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の単身世帯調査とを同じようにするというものでございますが、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、これも適当であるという了解を得ました。

(エ)調査方法です。これについてはいかがでしょうか。どうぞ。

廣松部会長代理 これも表現上の問題ですが、第2パラグラフで、ここだけ「適当と考える」という表現になっています。「適当である」ではまずいんですか。平仄を合わせるという意味では、「これについては、民間調査機関の受託能力を勘案したものであり、適当である。ただし、調査実施者において」云々をつなげる。

その次の文章ですが、ちょっとモニタリングという言葉の位置が気になります。調査実施者においては、その次の行の民間調査機関と十分な意思疎通を図り、調査対象の秘密保護に欠けること等がないよう民間調査機関の業務の実施状況についてモニタリングを適切に行う必要があるというふうにした方がよいのではないかと。

阿藤部会長 モニタリングを後ろに持ってくるということですか。

廣松部会長代理 ええ。従来使っているモニタリングという言葉の使い方だと、モニタリングを行うことによって意思疎通を図り云々というのは、ちょっとつながりが悪いかなと思ったんですが。

阿藤部会長 文章感覚の問題ですけれども、その前の「ものであり、適当と考えるが」と続けているものを「適当である。ただし」と、これはほかの文章と合わせて、この方が

よろしいのではないかと思いますが、よろしいですか。

(同意)

阿藤部会長 次の文章については、廣松先生の文章感覚を信じて、特に御反対がなければ、後ろの方へ回すこととしたいと思います。

では、そのようにさせていただきますが、修文としては「調査実施者において、民間調査機関と十分な意思疎通を図り、調査対象の秘密保護に欠けること等のないよう民間調査機関の業務や実施状況についてモニタリングを適切に実施するなどより、円滑な調査の実施に努める必要がある。」でしょうか。

廣松部会長代理 実施、実施というのが多過ぎますか。

阿藤部会長 修文については、私の方で引き取らせていただきたいと思います。

廣松部会長代理 お任せいたします。

犬伏統計審査官 要はモニタリングというのは、意思疎通を十分図るというよりも、調査実施者側において民間調査機関がちゃんと実施しているかどうかチェックをかける。そういうチェックをかけるというところで、十分な意思疎通ではなくて、秘密保護に欠けないように、そこにかけていくという御趣旨ということでよろしいでしょうか。

廣松部会長代理 はい、そうです。

犬伏統計審査官 では、そのように修文させていただきます。

阿藤部会長 それでは、細かい文章は私と事務局の方で修正させていただきますが、そういうことを含めて、(エ)調査方法については了解を得たということにいたします。

(オ)集計事項ですが、これについてはいかがでしょうか。稲葉専門委員、特にございませんか。

稲葉専門委員 1点だけ用語上のことなのですが、3行目のところで、括弧内のところの「単身世帯計」と「世帯総合」という言葉になっていますけれども、世帯総合というのは、総世帯というふうに考えてよろしいわけでしょうか。

犬伏統計審査官 それでいいですね。要は、単身世帯と2人以上世帯を足し上げた計という趣旨です。

稲葉専門委員 新しい用語を作るといような面ではなくてということですか。

犬伏統計審査官 はい。

稲葉専門委員 わかりました。

阿藤部会長 では、総世帯の方がいいでしょうか。

犬伏統計審査官 調査ではどう呼んでいるのでしょうか。

木村調査官 調査では「総世帯」と呼んでおりますので、その用語を使うのであれば、「総世帯」というふうに直していただければ、調査とは整合性が合うかと思います。

阿藤部会長 それでは、「単身世帯計、総世帯」というふうに修正します。

廣松部会長代理 よろしいですか。これも細かい点ですが、今のところ、その結果を公表する計画である、そこを切った方がいいように思います。ただし、現時点では全国消費

実態調査の結果との統合集計については評価が困難である、という方が文章としてはいいように思いますが。

阿藤部会長 「その結果を公表する計画である。ただし、現時点においては、全国消費実態調査の結果との統合集計について、その方法が定まっていないことから、その評価が困難である。」ですか。

廣松部会長代理 そうすると、その下の「しかし」という言葉が気になりますね。

阿藤部会長 参考系列として行う。

廣松部会長代理 一案ですけれども、「しかし」を取って、その次の文章をそのまま、統合集計を行う場合、少なくとも、全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の調査対象との間で集団の正確に差異がないか否かを検証する必要があり、そのためにアンケート調査等を実施する必要がある、とする。

阿藤部会長 段落は段落なんですか。

廣松部会長代理 はい。

阿藤部会長 修正案としては「参考系列として、同調査の結果との統合集計（単身世帯、総世帯）を行い、その結果を公表する計画である。ただし、現時点においては、全国消費実態調査の結果との統合集計について、その方法が定まっていないことから、その評価が困難である。

統合集計を行うとした場合、少なくとも、全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の調査対象との間で集団の性格に差異がないか否かを検証する必要があり、そのためにアンケート調査等を実施する必要がある」ということですね。

廣松部会長代理 うん。

阿藤部会長 何となく「その評価が困難である」と言いきってしまふ表現が強いですね。もうちょっといい言葉がないでしょうか。

廣松部会長代理 もしそれであれば、「現時点において」というのを「その評価が困難である。」の前にもってきてはどうでしょうか。

阿藤部会長 どこから始まるんですか。

廣松部会長代理 「ただし、全国消費実態調査の結果と統合集計については、その方法が定まっていないことから、現時点ではその評価が困難である。」としてはどうでしょうか。

阿藤部会長 そうしましょうか。差し当たって、（オ）の3行目。「その結果を公表する計画である」。もとに戻しまして、「ただし、全国消費実態調査の結果との統合集計については、その方法が定まっていないことから、現時点においては、その評価が困難である。」。「しかし」を取って「統合集計を行うとした場合、少なくとも、全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の調査対象との間で集団の性格に差異がないか否かを検証する必要があり、そのためにアンケート調査等を実施する必要がある。」という修文ですが、よろしいですか。

野村委員 1つお聞きしたいのですけれども、「少なくとも差異がないか否かを検証するために」というのは、アンケート調査等を実施する必要があるというのは、そういう話が検討の中にあったのか、はっきり正確に覚えていないのですが、どのようなアンケート調査のことを想定されて書いているのでしょうか。

阿藤部会長 実施部局の方からご回答願えますか。

大貫消費統括課長 主に意識面を勘案したことを考えております。以前2月に調査したもののについて、第1回にお示ししたと同様のものがございます。

廣松部会長代理 この部分は、統計委員会への諮問のときに、別の方法として、モニター調査を2社に分けてやったらどうかという意見もありました。ただ、それは、コスト面とかいろんな意味で大変難しい問題だろうと思いますので、それに対する代替案という意味も含めて、このアンケート調査等というふうに書かれたと理解しました。

野村委員 わかりました。

大貫消費統括課長 1点よろしいでしょうか。今、委員長の方から御提示いただいた案の場合ですけれども、「統合集計を行うとした場合」というふうに言っていると、行うかどうかというのは、この部会としてはどちらでもいいというふうに読めてしまうのではないかなと思うんですが、そこはそういうふうに読んでよろしいんでしょうか。

阿藤部会長 「統合集計を行う場合」でよろしいですか。

大貫消費統括課長 今の書きぶりですと、評価が困難であるというのが結論であって、もし行っただったらアンケート調査を行いなさいという書き方になっておりまして、じゃ、統合集計を行えというのか、行わなくていいというのか、その結論が出ていないように思うんですが、それは実施者の方にゆだねられるという理解でよろしいんでしょうか。それで、もし行う場合にはアンケート調査をやりなさいということになるんでしょうか。

阿藤部会長 それは困りますね。

大貫消費統括課長 具体的な代案を申し上げますと、「行うとした場合」ではなくて、「行うためには」というふうに書いていただくと、基本的には統合集計を行いなさいと。ただ、そのためにはアンケート調査を実施する必要がありますねと。ただ、その評価については困難でございますというふうに読めるのではないかと思います。

阿藤部会長 「統合集計を行うためには、」少なくとも、以下同様ですね。それでよろしいですか。

廣松部会長代理 その方がいいと思います。

阿藤部会長 それでは、2段落目の文章ですが、「統合集計を行うためには、少なくとも」以下同様です。

それでは、これは統合集計を行うという前提で、アンケート調査等を行う必要があるという内容として了解いただいたということでもよろしいでしょうか。

(同意)

阿藤部会長 それでは、以上で、アの全国消費実態調査、イの全国単身世帯収支実態調

査につきましたの検討を終えました。ということは、もとに戻って、1承認の適否とその理由等ということで、この段階で、適否は、「計画を承認して差し支えない。なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。」ということで、全体として承認するということになりました。よろしいですね。

(同意)

阿藤部会長 それで、3ページに戻っていただきまして、2の今後の課題ということで、(1)から(4)まで挙げております。これは、今回の調査については、今すぐ修正とか検討するということではもう間に合いません。しかし、今後の課題として検討していく必要があるのではないかと。そういう項目を挙げたものでございます。

最初に(1)です。これはモニター調査の検証、統合集計の方法や結果の妥当性といったことの評価、そのために、実施者の方で研究会等を設置するという提言したものでございますけれども、これについていかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これは調査実施者の方も特に異存はないということなので、(1)はそのままにいたします。

それから、(2)、これは家計の個計化ということで、この問題、深く突っ込みますと、地方公共団体等の事務負担、記入者負担が増えるという問題が一方であるわけですが、
、
のような改善案が出ております。

でございますが、これは先ほど事務局の方から説明がありましたように、乙調査(個人収支簿)については、非常に記入者負担が重いということで、全国消費実態調査の調査対象者に聴くのではなくて、家計調査の終了世帯の一部に対して調べるという方式で、ここ2~3回続けています。当然、全国消費実態調査と連動しないので、細かい分析ができないのではないかと批判がある。それに対する対応として、もちろんもとへ戻すということになれば、またこれは全国消費実態調査の調査対象者の負担が大変重くなるということです。 について、部会で議論が出たんですか。

犬伏統計審査官 ここで正面からこの議論が出ているというわけではございません。ただ、この諮問に当たって、竹内委員長とかに説明に行った際に、この種の議論が出ています。要は、甲調査の結果と乙調査(こづかい調査)とのデータリンケージをどうしていくかというのが一番大きな課題ではないかみたいな議論が出ているので、改めて御議論いただきたいということで、ここで掲げてみました。

阿藤部会長 部会での十分な議論を経ていないんですが、統計委員会の委員長などからもそういう意見が出ているということで、一つ具体的な提案として、モニター調査方式を導入するなどして関連付けをきちんとできるようにするということを入れてはどうかという提案です。これについてはいかがでしょうか。

大貫消費統括課長 この個計化への対応につきましては、基本計画の中で少しじっくりと議論をするようにという宿題をいただいております。私も調査実施者の側としては、その結論を得た上で、その検討の結論をもって次回の全国消費実態調査をどうするかとい

うことを検討させていただければと思っております。

現在の案ですと、まず、1つの問題は、の方で家計の個計化と言っていて、の方で資産の個計化と言っております。私ども、考えておりますのは、基本計画の中で言われている家計の個計化というのは、当然資産の個計化も含めた概念ではないかと思っております。こういうふうにこづかい調査の部分だけを取り出して、そこにモニターを導入する。資産の個計化についてはまた別の調査票で別の対処をするというふうになっておるところが非常に気になっておるところでございます。資産と家計、支出というのは、当然ながら一体として全体的にとらえるべきものであると思っておりますので、このように、というふうに分けて書いていただくのはいかがなものかなと考えております。したがって、この事項について、よく御審議いただければと考えております。

阿藤部会長 今、調査実施者の方からの御意見でしたが、実施者の御意見というよりも、むしろこれは基本計画の中で、個計化について、これは5年をかけてとなっていましたか。

大貫消費統括課長 3年です。

犬伏統計審査官 基本計画の答申の中で別表に書かれているところを読み上げます。(3)の暮らし方の変化に対応した統計の整備充実。その中で、「平成21年全国消費実態調査」に向けて検討されているモニター方式の調査等の結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。」、時期については、「平成25年中に結論を得る。」という記述になっています。

この家計収支に関する調査というのは、家計調査とか、そういったものをすべて含んだものという理解でよろしいですか。

大貫消費統括課長 はい。

阿藤部会長 この調査に限ったわけではないですね。

大貫消費統括課長 はい。

犬伏統計審査官 それが全国消費実態調査が、直接引用されているところですが、その前のところで、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」、これが「平成23年中に結論を得る。」という形になっています。

廣松部会長代理 今後の課題の(2)の個計化のところで、ちょっと盛り込み過ぎのような気がするんです。先ほど調査実施者の方から御発言がありましたけれども、の方が、このままだと収支、が資産ということを言おうとしているようですが、同時に、の方で乙調査の話と、モニター調査の話と出てくる。モニター調査はこれから始まるわけですから、その評価はまた別の問題ですが、この部会でも出てきた乙調査に関して、やむを得ないという形で家計調査終了世帯を調査することを一応認めたいという形になっていますので、どちらかというの方が全国消費実態調査の中における乙調査の在り方に限定をした方がいいのではないかと思います。

阿藤部会長 という御意見ですが、統計委員会の基本計画答申で、はっきり盛り込んで

あるので、むしろそれを受ける形で書いた方が話はわかりやすいのかもしれませんが。

その場合、中身として、今、廣松委員おっしゃった、モニター調査導入については、どうなんでしょう。むしろ（１）の方ですかね。

廣松部会長代理 （１）はこれでよいと思います。

阿藤部会長 そこでモニター調査の結果の精度に及ぼす影響等を評価をするというのがあるので、ここではむしろ乙調査の在り方方ですね。これについて統計委員会の基本計画答申を受けた形で検討をする。これはどこが実施するという事になっているんですか。

大貫消費統括課長 総務省です。調査実施者の方で行います。

廣松部会長代理 少なくとも乙調査（個人収支簿）を導入したのは、家計収支の実態をうまく把握できないということだけではなくて、家計の個計化ということは何らかの形で明らかにしたいという問題意識があったように思います。

その意味で、基本計画等で言われていることに関して、全国消費実態調査の枠内では乙調査の在り方を今後どうするかということが、一番考えなければいけないポイントではないかという気がします。

阿藤部会長 ということで、少なくとも の方につきましては、統計委員会の基本計画における家計の個計化の全体的な検討の中で、この全国消費実態調査の乙調査の問題も併せて検討するような形を書き込むということ、これは廣松委員の御提言ですけれども、その中で はどうするかという話があります。 についてはいかがですか。

廣松部会長代理 私は、少なくともこの部会で資産の個計化ということが問題提起されたというのは事実と思いますので、ここに として資産の個計化という形で特掲しておいても、よいのではないかと思います。

ただ、最初に調査実施部局の方がおっしゃった、個計化という言葉の中には、収支も資産も両方入るんだというふうに考える考え方もあり得ると思います。少なくとも部会で資産に関しても、個計化を捉えることが必要であるという問題提起があったということから、 は残しておいてもいいのではないかと思います。

阿藤部会長 分けてですか、それとも一括して、家計と資産という形で個計化の問題について、全体的な検討の中で全国消費実態調査についても結論を得るというふうにまとめてしまっているのかどうか。

の方の中身について、野村委員の方からもともと提起された問題ですけれども、さらに何か御意見ございますか。

野村委員 特にございません。

阿藤部会長 西郷専門委員。

西郷専門委員 に関して、私の記憶では、たしか実施部局の方も、できれば全国消費実態調査の枠組みの中で乙調査も統一的にやれた方がいいという認識を持っていることは間違いなくと思います。ただ、乙調査というのは世帯全員の協力が得られない限りは実施ができない。これを全国消費実態調査の枠組みの中でやるのは非常に大変だ。だから、仕

方なく家計調査終了世帯で非常に規模が小さい600ぐらいで実施しているという整理になっていた。そこまですで多分この点に関しての御回答、それ以上議論していなかったような記憶があるんです。少なくともそれを解決する道がモニター調査にあるというところまでは、少なくともこの部会では話し合っていないので、このところでモニター調査という言葉をあえて出す必要があるのかなという気がします。

阿藤部会長 ですから、先ほどの1つの案としては、統計委員会の基本計画答申の中で、全国消費実態調査について盛り込まれた指摘を踏まえたものとするかどうかはどうでしょうか。

犬伏統計審査官 全国消費実態調査について書いてある25年中に結論を得るというのは、26年調査を念頭においたものと思われます。

阿藤部会長 次回の調査ということですか。

犬伏統計審査官 はい。

阿藤部会長 ですから、そこまでに具体的なことを書かないで、家計の個計化の実態を把握する工夫といいますか、調査の方法といいますか、そういうものを検討するというところで、特にモニター調査方式の導入云々は書かないというのも1つの考え方だと思います。

それから、もう一つは、資産の個計化についても細かく書くことがどうかということですが、ほかの委員の方、御意見ございませんか。重川専門委員、どうぞ。

重川専門委員 家計の個別化の点ですが、につきましては、もしモニター調査を導入しないとすると、非常に大きな方法の変更、例えば、外国でやっているように、世帯員である一定以上の年齢の方すべてに家計簿を渡して、今、幾らかのところでは要望に応じてやっているという話ですが、全体にそういうことをすることはかなり大きな変更だと思います。

ただ、これに関しましては、調査票の項目のところにもそれも調査対象者の方の負担ということ是非常に大きいと思いますが、もう少しより簡単にとするとあれですけれども、できる可能性がありますので、やはり別にとらえていただけるといいのではないかと思います。

阿藤部会長 ほかにございませんか。

それでは、これとこれに分けるかどうかということも難しいんですけども、少なくとも全体としては統計委員会の基本計画に盛り込まれた、23年度までに個計化について検討するというものをこの中に入れて、その中で乙調査の問題、資産の個計化というものを2つ並べて盛り込むという形は文章上は可能ですね。

犬伏統計審査官 家計の個計化の意味するところは三面あるという話がありましたが、トータルベースで言えば家計の個計化への対応ということで、これ、これはあると思いますので、併せて書いて差し支えないのではないかと思います。

廣松部会長代理 私もそう思います。先ほど重川専門委員もおっしゃいましたけれども、これの方は甲調査の調査票をもう少し工夫するということで対応できると思いますが、これの方は、乙調査の話としてかなり大きな問題になる。その意味では、現在のこれをこの前に上

げて、要するに甲調査、乙調査という形で議論して、乙調査の方に関してはもう少し抽象的な形の表現でいいのではないかと思います。

阿藤部会長 それでは、(2)の家計の個計化の進展を踏まえということで、次のような見直しを行う必要があるというので、今の(2)というのは、調査票上の修正で、修正するかしないかということを検討するというレベルでおさまるので、それを先に書いてしまう。の方で、現在の乙調査(個人収支簿)についての在り方について、基本計画答申を踏まえて検討する、こんな形でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。調査実施部局の方、いかがでしょうか。

大貫消費統括課長 はい。結構です。

阿藤部会長 特にこれ以上御意見がなければ、今のよう形で整理することで御了解いただいたことにいたします。修文案については私と事務局で整理したいと思います。

それから、(3)ですが、これは2つ中身が入っているんですね。世帯票につきまして、第1段落は、「その他の人の場合」という、現にある項目に世帯主との続柄を追加することによって、非同居世帯員、家族との関係というものをもう少しきめ細かく集計できるのではないかという調査票上の、もちろん記入者負担というものはありますけれども、そういうものです。

第2段落は、もう少し話が大きくて、住宅・土地についての調査項目があるが、これについては住宅・土地基本調査、国勢調査などでも盛り込まれているということで、全体的に整理が必要なのではないか。また、これは基本計画答申に盛り込まれているところがあります。ちょっと上のレベルで整理をする必要があるということも盛り込んでいるわけです。(3)についていかがでしょうか。よろしいですか。

神奈川県 神奈川県です。

文言修正ということではなくて、単なる意見ということではさせていただきます。2段落目ですけれども、やはり重複している調査項目が多いとか、いろんな形の中で非協力の部分がありますので、この課題を特に重要視していただきたいなというふうに意見としては思っております。以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

そういう意味で、基本計画答申の中に既に盛り込まれているということですので、統計委員会として重視しているという位置付けであって、その中の一つが全国消費実態調査であるということになると思います。ですから、先ほどの(2)の方のになる方というのは、ちょうど(3)の2段落目のような、基本計画答申を受けてという文章スタイルになるとイメージしていただければいいと思います。

では、(3)はよろしいですか。

それでは、これは了解を得たということにします。

それから、(4)です。これは野村委員からの御指摘のあった「宝石・貴金属、美術品、骨董品」というものを資産としてどうとらえるか。これを入れるか、どういうふうに入れ

るか、どういうふうに価格評価をするかということですね。これについて御意見ございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、これも検討事項として御了解を得たということにいたしたいと存じます。

若干文章上のまだ確定していない部分がございますけれども、答申案については、全体として了解を得たということによろしいでしょうか。

廣松部会長代理 これも細かいことですが、先ほどの4ページの「今後の課題」の貯蓄現在高のところの記述ですが、世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員別にと、大変細かくなっているんですけれども、「貯蓄現在高を世帯員別」で通じると思います。要するに、「世帯主、世帯主の配偶者、他の」というところを取るということです。

阿藤部会長 はい。わかりました。これは、考えてみますと、世帯主の配偶者のいない方もいらっしゃるわけだし、むしろ世帯員別ですね。

廣松部会長代理 ええ。

阿藤部会長 よろしいですか。どうぞ。

大貫消費統括課長 同じ項目なんですけれども、株式を国内、国外別に把握することの可否について、家計の個計化の進展を踏まえて、よりの確に家計の実態を把握するという観点からこれも必要になるのかということ、ちょっとおかしい気がしますので、例えば「等」を入れるとか、例えば、家計の個計化の進展等を踏まえ、とか、そういうふうに目的をもう少し広げた方がよろしいのではないかと思ったんですが。

廣松部会長代理 私もちっとそこがひっかかって、その部分は、家計資産を的確に把握する観点からという意味で、株式の国内、国外別というのは(4)の方で記述することがいいのではないですか。

大貫消費統括課長 そうですね。

阿藤部会長 野村委員、いかがでしょうか。

野村委員 私もそれで結構です。

阿藤部会長 それでは、ちょっと戻りますが、(2)の今は ですが、 とする甲調査についての文章として、「資産の個計化を捉えるため、貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否」として、(4)に「株式を国内、国外別に把握する」を入れるんですが、どこへ入れたらいいですか。(4)の最初に持ってきますか。

廣松部会長代理 そのままでいいんじゃないですか。家計資産を的確に把握する観点から、株式を国内、国外別に把握することの可否及び現在把握していない云々で。

阿藤部会長 そうですね。「家計資産を的確に把握する観点から、株式を国内、国外別に把握することの可否、及び現在把握していない」云々と、あとは変更なしということで、調査実施者の方はそれでよろしいですか。

大貫消費統括課長 今の(4)の後ろの方ですね今の修正案で、調査事例やその結果表

章等の状況を踏まえつつの部分が「宝石等」のみにかかるということが明確になりますでしょうか。あるいは、先ほどの(2)と同じように、と明確に分けていただいた方が趣旨ははっきりするかと思います。

犬伏統計審査官 それは例えば、家計資産を的確に把握する観点から、株式を国内、国外別に把握することの可否、として、現在把握していない云々という形でということですね。

阿藤部会長 そうすると、その際というのはの方だけにかかったものですよ。株式については、価格評価の方法はかからないんですか。

犬伏統計審査官 ええ。

廣松部会長代理 それも細かいことを言うと、当然入るでしょうね。

阿藤部会長 入る。

廣松部会長代理 ええ。額面にするのか、時価にするのか、あるいは外国だと円建てで評価するのか、外貨建てで評価するのか、言い出せばきりがなくなると思います。

阿藤部会長 「どの調査票」というのも両方にかかりますか。耐久財にはかからないね。

大貫消費統括課長 よろしいでしょうか。1つの案ですけれども、(2)と同じように、家計資産を的確に把握する観点から、次のような見直しを行う必要がある、というふうに一文立ててしまって、で「年収・貯蓄等調査票」において株式を国内、国外別に把握すること。これで終わりにしてしまう。として、現在把握していない以下というふうにしていただくと、極めて明確ではないかと思うんですが。その際、先ほどの価格の書き方等については、調査、実施者側の方で検討させていただくのは当然のことですので、ここではあえて御記入いただかなくても自動的に検討することになるかと思いますが。

阿藤部会長 それは、(4)は、「家計資産を的確に把握する観点から、次のような見直しを行う必要がある。」という一文をまず付けて、で年収・貯蓄等調査票について株式を国内、国外別に把握することの可否。それから、として、「現在把握していない」から「その把握の可否を検討する必要がある。」。の方も「可否を検討する必要がある。」とすると。「その際」以下は一応の方には付けておくということによろしいですか。

大貫消費統括課長 はい。

阿藤部会長 では、の方は、「現在把握していない」から「検討する必要がある。」まで、最後のところまですべて含むという形で整理したいと思います。よろしいですか。

野村委員 もともと調査票ごとに課題を4つ整理されていたものと思います。今、「年収・貯蓄等調査票」の株式保有の件を下に持ってくるのであれば、例えば(3)の部分で、前半部と第2パラグラフは同じ世帯票でしょうけれども、サブジェクト(課題)としては全く違う話なので分離して整理する考え方もあるのかと思います。そうしますと、家計の貴重品資産の関係は5番目(最後)になってしまいますので、残り後ろの方にいっても、現実味がなくなるわけではないという期待をしながら(笑)、サブジェクトごとに並べら

れるのも一つの考え方かと思えます。

犬伏統計審査官 野村先生の今の御発言は、(3)の「また」以下については 이슈が別だから、これを(4)として独立させて、今の(4)を(5)としてという御趣旨ですか。

野村委員 はい。

阿藤部会長 それでは、(1)、(2)ときまして、株式の点は後ろに持ってくると。(3)は第1パラグラフだけにすることですか。それで、第4としては、今の(4)の修正案をそこに持ってくる。(5)として(3)の第2パラグラフの住宅・土地の調査の全般的見直しを持ってくると、ということですか。

野村委員 済みません。(4)と(5)を入れ替える意図はなかったんですが。

阿藤部会長 ある意味で話が大きいので、そっちへ持っていく手もありますけどね。

野村委員 そうですか。

阿藤部会長 確かに中身としては世帯票には違いないのかな。体裁として、事務局、いかがですか。

犬伏統計審査官 全体を書き下してみないとよく分からないところがありますが、野村先生の御提案の(3)の「また」以下を(4)として、今の(4)でも(5)でもいいと思うし、物事の大きさみたいな話ということで言えば、部会長がおっしゃられるように、「また」以下を(5)として一番後ろに持ってくるというものもあるんだろうと思います。どっちがいいかというのは、今のところ何ともいう感じです。

阿藤部会長 余り修正しないということで、世帯票の中で議論しているということで、(3)で第2パラグラフを(4)にするということですか。最後を(5)にするということでもまとめたいと思います。

ほかに御意見ございますか。

東京都 1点確認なんですけれども、11年、16年の答申の際には、調査環境が非常に厳しくなっているということで、いろいろ見直しが必要であるというのを今後の課題として書いていただいていたわけなんですけれども、今回、調査環境についてはますます厳しくなってくる中で、それに該当する記述がないというのは、この問題は基本計画の中で、地方事務の平準化とか、あるいは客体負担の軽減とかの話は大きな視点で全体をこれからやっていくので、あえてここの調査には書いていないという理解でよろしいでしょうか。

阿藤部会長 最後になって大きな問題が出ましたけれども、廣松委員、いかがですか。

廣松部会長代理 大きな観点から言うと、確かに、基本計画が出て、閣議決定される予定ですが、その推進ということと、個別の調査のこういう諮問・答申というのがどういう位置付けになるかということに関して、必ずしもまだ合意がないように思います。この全国消費実態調査の答申が19日の予定であり、そのときに多分、農林業センサスも同時に答申されます。ですから、その2つが基本計画ができてから答申される2つの個別調査の答申ということになります。多分統計委員会全体の考え方としては、やはり基本計画とい

うのが大きな枠組みとしてあって、その中での個別調査の議論というのが個別の部会の議論であるという位置付けだろうと思いますから、今、東京都さんの方から御指摘があった統計環境の悪化とか、あるいはもう少し全体に関わることとしては、当然計画の推進の中で議論されると私は考えています。

阿藤部会長 ということですが。

犬伏統計審査官 調査環境の悪化等の話でございますが、特に東京都の方から、今後の調査実施についてということで、地方業務の輻輳、その平準化等の話が出ています。こういったことにつきまして、今、廣松先生の方からお話があったように、今後、3月に向けて基本計画の閣議決定が行われて、その後、4月以降、多分私どもの統括官部局の中で、各省を集めた会議を持って、そこにおいて、この地方業務の平準化とか、そういった全体的な話について今後検討が進められるということになるかと思えます。まだ、そこについて、いつ、どういうメンバーでといった詳しいところまでは決っておりませんが、そういうことになっていると思えますので、その中で検討を続けていくということになるかと思えます。

阿藤部会長 この全国消費実態調査の中でそういうことを入れるかどうかということをして、全体的な動きとして、今、統計委員会が新しくできて、基本計画答申を出し、近々閣議決定されると、基本計画の中で地方の調査実施者、客体の負担という問題も取り上げられているということで、この答申案そのものに直接的に入れることは結論的にはしない。もちろん1、2カ所そういうところが入っているところもありますけれども、考えようによっては、モニター調査というのも自治体の負担を減らすということの一つの対応であって、それを今回初めて行うということですので、精神としてはそういう対応を今続けているという言い方もできるわけですね。ということで、今、統計審査官の方から、今後の対応としてそういう全体的な議論があるということがございましたので、いかがでしょうか、東京都さん。そういうことで御理解願えればと思います。

大貫消費統括課長 よろしいでしょうか。ちょっと関連してなんですけれども、今、(2)の中に「地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ」という言葉が入っているわけですね。ほかの検討にはこの留意が必要ないかのような案文になっておりまして、もし可能であれば、この「地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ」というのを、独立の例えば6番にして、以上の見直しに当たっては、これらの事務負担や記入者負担にも十分留意することが必要であるというような書きぶりをしていただくと、(3)以下のほかの部分についても当然留意をするんだと読めるようになるのではないかと思います。

阿藤部会長 今後の課題の6番目ということですか。

大貫消費統括課長 そうですね。今後の課題の独立の(6)という独立項目にしてしまっってはどうかという提案でございます。

犬伏統計審査官 趣旨はよく分かるのですが、この地方公共団体とか、客体の記入者負

担の軽減とか、それはある意味では総論的に、常に我々留意しないとイケない話ですので、改めて項を起こすというのはちょっときつ過ぎるかなという感じはするのですが。

阿藤部会長 それと、必ずしも当てはまらないものがありますよね。1番から5番の中で。あえて言えば、今、地方公共団体の事務負担、記入者負担というのが(2)に入っていますが、最後の5番目などはかなりそういう意味では難しい項目ですので、そこにもう一回書き込むかというのはあると思いますけれどもね。ほかのは、それほどというか、ちょっと別の観点のものが多いので。当然入ってくると思いますが、いかがですか、廣松先生。

廣松部会長代理 最終的な判断は、座長に一任ということでもいいと思いますが、よけいなことを一言だけ申し上げますと、今回の基本計画でもそうですが、産業統計というか、経済統計に関しては、経済センサスを中心にいろいろ調査間の関係に関して議論がされました。その結果が今回、基本計画という形でまとめられたわけですが、実は、人口・社会統計の分野に関しては、その点に関しては余り煮詰めた議論はできなかつたといわざるを得ません。先ほどの住宅関連の調査事項の問題が出ましたけれども、これについては新中長期構想のときに周期調整を一度やったわけですが、その後、いろんな産業関係の統計の動きだとかなんとかも踏まえて考えると、人口・社会統計の分野でもそういう調査間の関係をどう今後考えていくかということは、現在まだ大きな問題として残っているように思います。もちろん今の地方との関係とか、記入者負担の問題もまさにそこにつながる議論だろうと思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、今回の答申としては余りそこまで、全国消費実態調査の答申としてはそこまで踏み込むのはちょっと行き過ぎかなという気はします。

阿藤部会長 という意味で、地方公共団体の事務負担、記入者負担というものを新たに項を起こして、6番目に入れるということは余り望ましくないのではないかという御意見ですが。

(5)についても、別にこのままで、さっきのような文言を入れるということについてはいかがですか、廣松委員。

廣松部会長代理 もし入れるとするならば、先ほど実施部局の方は6番目として挙げてはどうかというお話でしたけれども、今後の課題(1)の前に入れるのはどうですか。

西郷委員 私もその方がいいと思います。というのは、項目を立てると、多分この次のときに、全国消費実態調査について答申がかかったとき、この項目についてはこう答えた、この項目についてはこう答えたというような答弁の仕方になると思うんですね。ですから、具体的に答えるべき課題については番号を振っておいて、そうじゃないものについては、特に番号を振らない。答えるべき課題が5つあって、1番目にはこう答える、2番目にはこう答えたというスタイルにしておいた方がいいのではないかと思います。

その関係で、先ほど野村委員の方からも少し御意見がありましたけれども、調査票をベースにして番号を振るんじゃなくて、イシューごとに番号を振るというふうにしておいた

方が、その意味からもいいのではないかなと思います。

阿藤部会長 ということは、今後の課題の1のさらに前に。前文ですか。

西郷委員 前に一般論として、こういう話があるというふうにした方がいいのではないかと思います。

廣松部会長代理 例えば一例として、「2 今後の課題」として、その前文の形で、以下の点、あるいは下記の点に関して、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、見直しを行う必要がある。その後(1)から(5)までを続けるというのも一案だと思います。

阿藤部会長 それはわかりやすいですね。

野村委員 部会長がさきほどおっしゃったように、(1)は記入者負担の問題とは違うところがあるのですよね。ですので、事務負担や記入者負担の増大を伴う場合は、何々に留意しつつとか、少し言い方を変えていく。

阿藤部会長 前文をね。

野村委員 前文のですね。

阿藤部会長 そうすると、(2)で「留意しつつ」というのは逆に取ってしまうんですかね。くどいので。

野村委員 (うなずく)

阿藤部会長 前文にその精神は持って行ってしまっただけじゃ、(2)の2行目は取りましますか。

それでは、今後の課題の前文という形で、書き出しはどうなんですか。

ちょっとくどいようですけれども、全国消費実態調査並びに全国単身世帯収支実態調査については、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、今後、以下の見直しを行う必要がある。見直しを進める必要がある。野村委員がおっしゃったのは何でした。どういうふうに。

野村委員 細かい点ですけれども。

阿藤部会長 言葉で言うと。

野村委員 言葉で言うと、全国消費実態調査について、今後、次のようなものを検討課題とする。ただし、地方公共団体等の事務負担や記入者負担等の増大が懸念される場合には、十分なる留意が必要であるとか、何かそんな感じになるのでしょうか。必ずしもそういう負担が発生しない1をスキップするという意味だけではありませんが。

阿藤部会長 以下のような見直しをする必要があると言ってしまうと、ただしということですね。

野村委員 ええ。文言は部会長にお任せします。

阿藤部会長 ただし、地方公共団体等の事務負担や記入者負担に関わるものについては十分留意する必要があると、そんなふうなことです。

犬伏統計審査官 官庁的、役人的な感覚で言えば、「にも留意しつつ」ということで、

そういうことも含めて読めるんじゃないかという感じはします。改めて増大するときはどうするということまで書き分けなくてもよいのではないのでしょうか。

廣松部会長代理 私もそういう印象を持ちます。

さらに、言い出すときりがないんですけれども、もし先ほどの話で4ページ目の を基本計画と併せた形でもう少し抽象的な表現にするとするならば、(2)から新しく起こした(5)までは、全部全国消費実態調査に関する点であり、(1)は単身世帯調査になっているので、今言っている を一番最後 にしてしまう。順番を入れ替えるということも考え得ると思います。

阿藤部会長 を。

廣松部会長代理 ではありません。(1)「全国単身世帯収支実態調査は」というのを一番最後に持ってくる。

阿藤部会長 あとは全部。

廣松部会長代理 全消の調査票というか、全消全体の話ですから。

阿藤部会長 それはそうですね。何やら次々出てきますけれども。

廣松部会長代理 お任せいたします。

阿藤部会長 今後の課題の前文として、地方公共団体等の事務負担や記入者負担に留意しつつ、以下のような見直しをする必要があると言っておいて、(1)からというんですが、廣松委員の意見を入れまして、先に全国消費実態調査に関する2から今の5までのやつを持ってきて、1が一番最後に持ってくると。順番を入れ替えるということによろしいですか。

(同意)

阿藤部会長 大分ゴタゴタしましたけれども、東京都さんの方は今のよう形で御了解いただいたということでよろしいのでしょうか。

ということで、もう繰り返しません。資料2の答申案については、細かい修文は別にいたしまして、全体として御了承いただいたと。以下は、これは再度文章を投げ返すのですか。もう時間がないようですが。

犬伏統計審査官 ちょっと時間も余りないので、部会長一任ということにさせていただければ、有難いのですが。当然修正した案文についてはまた送らせていただきますが。

阿藤部会長 そこでまた議論が起こると、時間的に間に合いませんので、今のようなほぼ口頭で申し上げたような形でまとめたものを作るつもりでございますので、部会長一任ということをお願いしたいと思います。

最後に部会長メモ。ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、最後に1つだけ、部会長メモというのが席上配付でございます。部会長メモと書いていないんですけれども。

「平成21年に実施された全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画の審議に際して出された意見について」ということで、俗に「部会長メモ」とっておりますが、ここで2つ記してございまして、1つは、新統計法(平成21年4月全面施行)において

は、基幹統計と統計調査の名称は明確に区分することとされている。全国消費実態調査については、指定統計名が指定統計調査名と同様の「全国消費実態調査」となっているため、新統計法の全面施行に伴い、統計の名称を例えば「全国消費実態統計（仮称）」に変更することが適当である、という、統計委員会の事務的なことに関心のない人は、何だか訳のわからないことではないかと思いますが、これは事務局の方としてこういうふうに提案をしておくということで、これは新しい法律が、基幹統計名と実際の統計調査の名前と必ずしも一致しないと。あるいは、基幹統計の方では、別に調査だけじゃないということもあるので、そういうふうに名前を変えるわけですけれども、その際に1つの提案をしておくという意見です。

それから、2番目は、国民経済計算の推計に当たって、全体消費実態調査の結果が主として四半期別GDP速報（QE）の推計にしか活用されていない現状にあることを踏まえ、今後、中長期的に、国民経済計算の家計最終消費支出及び家庭用耐久財等の推計において、同調査結果をより有効に利用する方法について、利用者である内閣府と総務省において、検討する必要がある、ということで、これは野村委員の方から出された御意見で、それをここに盛り込んでおります。もちろん全国消費調査実態の利用法というのは別に国民経済計算だけではございませんけれども、そういう一般的なもののほかに、国民経済計算との関連で、今は非常に用途が限られているという御意見がございました。それについてもう少し有効利用する方法を考えてほしいということですが、今日、内閣府の方から見えてますけれども。

内閣府 先般、基本計画答申されまして、その中でも纏々ストックに関する課題等ございますので、それと併せてこういった観点とか、コモ法の需要先の配分とか、人的推計の導入ということになるわけですが、そういった観点で考えてまいりたいと思います。こちらの調査は5年に一度ということでございますので、ベンチマーク的な使い方というのが主要なものになると思いますけれども、今言ったような趣旨で検討してまいりたいと思います。

阿藤部会長 わかりました。

ということで、内閣府と総務省においてとありますけれども、この総務省というのは。

犬伏統計審査官 調査実施者たる総務省。

阿藤部会長 という意味ですか。

犬伏統計審査官 ええ。推計方法等の検討に当たって、例えばこういう事項も欲しいとか、そういう話もあり得るということで、主は当然利用者である内閣府というふうに考えているわけですが、そこは十分意思疎通を図って、それに向けてという趣旨で両者を記載させていただきました。

阿藤部会長 ということで、野村委員の方は特にいいですか、これで。

野村委員 はい。

阿藤部会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、こういうものを私の意見として出すということにさせていただきたいと思
います。

それでは、一応今日の議論すべき答申案と部会長メモについての御了解を得ました。前
回及び本日の部会の結果概要につきましては、第 18 回統計委員会において答申案と併せ
て私の方から報告する予定でございます。

最後に、事務局から連絡事項等あればお願いします。

犬伏統計審査官 本日の部会の結果概要とか、今までの議事録等について、後日また確
認をお願いすることになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今日配付した資料等につきましては、ドッチファイルに全部とじた上で後日
送付させていただきますので、必要なものだけお持ち帰りいただいて結構でございます。

以上です。

阿藤部会長 では、本日は以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。